

長崎県 端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①児童生徒数	2,077	2,102	2,133	2,165	2,197
②予備機を含む整備上限台数	2,388	2,417	35	37	37
③整備台数(予備機除く)	0	2,102	31	32	32
④③のうち基金事業によるもの	0	2,102	31	32	32
⑤累積更新率	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
⑥予備機整備台数	0	315	4	5	5
⑦⑥のうち基金事業によるもの	0	315	4	5	5
⑧予備機整備率	0	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

※整備年度が複数年となるため、⑧は累積予備機整備台数/累積整備台数(予備機除く)×100により算出

(端末の整備・更新の考え方)

- ・①の児童生徒数は、県立中学校、特別支援学校小学部・中学部の児童生徒数の合計とする。
特別支援学校については、児童生徒数の増加が見込まれるため、令和7年度以降は、過去16年間の平均増加率3%を加味した児童生徒数としている。
- ・県立中学校、特別支援学校ともに令和7年度に大部分の更新を予定している。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数:2,090台(県立中1,080台、特別支援学校995台)

○処分方法

- ・小型家電リサイクル法の認定事業者へ再使用・再資源化を委託:1,080台
- ・その他(有償売却を検討) : 870台
- ・その他(指導者用一人一台端末や予備機として再利用) : 125台

○端末のデータの消去方法

- ・県立中学校の端末については、自治体の職員が行う(暗号化消去)
- ・特別支援学校の端末については、処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

- ・県立中学校 :令和7年度購入端末の使用開始後、旧端末データを消去。
令和7年度以降委託業者へ引き渡す。
- ・特別支援学校:令和7年度購入端末の使用開始後、一部、指導者用や予備機として再利用。
端末購入時までに有償売却については検討。